

# 兵庫県公報

平成19年1月23日 火曜日 第1843号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○換地処分に伴う三木市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	ページ 1
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
○地方卸売市場における卸売業者の合併の認可（消費流通課）	6
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	6
○県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○同 上（同）	6
○土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	7
○道路の位置指定（建築指導課）	7

### 辞 令

○水田 賢一ほか	7
----------	---

### 人事委員会訓令

○人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	8
---------------------------	---

### 公安委員会告示

○地域交通安全活動推進委員の委嘱等	8
-------------------	---

### 正 誤

○平成18年11月24日付け兵庫県公報第1828号中	9
----------------------------	---

## 告 示

### 兵庫県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、三木市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三木市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年1月23日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
東 中	岩ノ町	45の1の一部 49の一部 50の一部	東 中	川ノ上
	溝ゾヘ	74の1の一部 75の一部 76の1の一部 76の2 77の一部		
	池 町	106の一部 107の一部 108 109の1の一部 109の2 110の一部 111の一部		
	溝ゾヘ	69の1の一部 73の1の一部 74の2の一部 75の一部	東 中	岩ノ町

	中ノカチ	585の一部 589の一部 590の一部 590の2の一部		
	池 町	84の1の一部 85の1の一部	東 中	溝ゾヘ
	溝ゾヘ	63の1の一部 66の1の一部 66の2 69の1の一部 72の一部 76の1の一部 77の一部	東 中	池 町
	後ノ坪	124の1の一部 131の一部 132の一部 144の一部 145の1の一部 156から158までの各一部		
	新官田	569の一部 569の1の一部		
	大苗代	160の一部 161の一部 181の5 182の1 184の1 185の1 190の4の一部 197の2 198の1 199 200の1	東 中	後ノ坪
	中ノヲサ	208の一部 209の1の一部 209の2 210の一部 210の1の一部 211の一部 270の一部 271の1の一部 282の一部	東 中	大苗代
	大道ノ下	309の1の一部 309の2の一部 311の一部 315の一部 316の一部 318から320までの各一部 323の一部 324の一部 325 326 326の1 327 328の1 328の2の一部 329の1の一部 329の2 330の一部 950の一部	東 中	中ノヲサ
西 中	城ノ下	384の1 385 385の1 387 387の2 389の1 389の2 389の5 390 390の2 391の1 393 393の1		
東 中	中ノヲサ	261の一部 262の一部 275の一部 277の一部 278の一部 287の1の一部 288の3の一部	東 中	大道ノ下
西 中	奥殿垣内	356の1 364の1 364の2 365の1		
東 中	行 新	381の一部	東 中	大道ノ上
西 中	龍ヶ北	343の1 344の1		
東 中	大道ノ上	351の一部 354の1の一部 355の1の一部 356の1の一部 357の1の一部 358の一部 359 360 361の1 362から364まで 365の1 366の1 367の1	東 中	行 新
	カキ花	432の一部		
西 中	龍ヶ北	317の1 318の1 323の1		
東 中	後ノ坪	158の一部 159の一部	東 中	カキ花
	大苗代	160の一部 162の一部		
	行 新	423の一部 431の2の一部		
	新官田	516 517の一部 518の一部 519の1の一部 525の一部 526の一部 527 530 531 532の一部 544から546までの各一部 557の一部 563の一部 564の一部		

	左ノ広ノ内	793の一部		
	溝ゾヘ	62の一部 62の1 63の1の一部 63の3の一部	東 中	新官田
	後ノ坪	158の一部		
	カキ花	473の一部 475の一部 476の一部 479の一部		
	中ノカチ	585の一部 587の一部 634の一部 635から637までの各一部 638 639の1の一部 639の2 640の1の一部 648の一部 651から654までの各一部		
	大ゾウ	655の一部 655の1の一部 656の一部 657の一部 661から663まで 664の一部		
	左ノ広ノ内	793の一部		
	岩ノ町	46の1の一部 47の2の一部		
	新官田	536から539までの各一部		
	ヲカ	706の一部 707 708 709の1 709の2 710 711の1の一部 711の3の一部 712の1の一部 712の2		
裙原	信時	694の一部 695の一部		
	岡	700の一部		
東 中	中ノカチ	640の1の一部 641の一部 643の一部 644の1 644の2の一部 645 646の一部 648の一部 652から654までの各一部	東 中	大ゾウ
	ヲカ	706の一部 712の1の一部 734の1の一部 734の2の一部 735の一部		
	中ノカチ	609の一部	東 中	ヲカ
大ゾウ	677の1の一部 677の2 679 679の1 681 682の1 683の1 683の2 684の一部 685の1 685の2 686の一部 688の一部 689の一部 690 691の一部 696から698までの各一部 701の2の一部			
裙原	岡	700の一部 701の1の一部 701の2 708		
東 中	大ゾウ	672の一部 674から676までの各一部 677の1の一部	東 中	山ゾヘ
	北山	744の14		
	左ノ広ノ内	782		

新 官 田	517の一部 520の一部	東 中	左ノ広ノ 内
大 ゾ ウ	656から659までの各一部 660 664の一部 665から669まで 670の1 670の2の一部 671の一部 672の一部 693の一 部 694の一部 699の一部		
高 山	830の3から830の5まで 830の151 830の152 830の186		
九文ノ内	927の1 927の5 927の6	東 中	山ノ谷
中ノカチ	604の一部	楯 原	信 時
大 ゾ ウ	691の一部 696の一部	楯 原	岡
ヲ カ	729の一部 730の1の一部 731の1の一部 731の2の一部 735の一部 736の一部 738の1の一部 738の2 739の一 部 740の2の一部 741の1の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する水路である国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字東中字岩ノ町55、56に隣接する道路である公有地の全部、大字東中字溝ゾヘ75に隣接する道路、水路である公有地の全部は、大字東中字川ノ上に編入する。

また、大字東中字溝ゾヘ62に隣接する大字東中字岩ノ町の道路である公有地の一部、大字東中字溝ゾヘ62の地先の大字東中字岩ノ町の道路である公有地の一部は、大字東中字溝ゾヘに編入する。

また、大字東中字後ノ坪141、142の1、144に隣接する水路である公有地の全部、大字東中字新官田568の2、569の1の地先の道路である公有地の一部は、大字東中字池町に編入する。

また、大字東中字後ノ坪131に隣接する大字東中字池町の道路である公有地の一部、大字東中字池町102の地先の道路である公有地の一部は、大字東中字後ノ坪に編入する。

また、大字東中字大苗代161に隣接する大字東中字後ノ坪の水路である公有地の全部、大字東中字中ノヲサ271の2に隣接する水路である公有地の一部、大字東中字中ノヲサ282、284の1に隣接する水路である公有地の一部、大字東中字行新417、418に隣接する水路である公有地の全部は、大字東中字大苗代に編入する。

また、大字東中字大苗代194の地先の道路である公有地の一部、大字東中字中ノヲサ238の地先の大字西中字城ノ下の水路である国有地の全部は、大字東中字中ノヲサに編入する。

また、大字東中字大苗代162に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字東中字行新431の1に隣接する大字東中字カキ花の道路である公有地の一部、大字東中字カキ花460、460の1の地先の道路、水路である公有地の一部は、大字東中字行新に編入する。

また、大字東中字池町89の1の地先の道路、水路である公有地の一部は、大字東中字新官田に編入する。

また、大字東中字山ゾヘ745の4の地先の道路である公有地の一部は、大字東中字ヲカに編入する。

備考 地番は、平成18年3月3日現在の地番である。

#### 兵庫県告示第63号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月23日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社クボタ 阪神工場

尼崎市大浜町2丁目26番地

工場長 坂下 英樹

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社クボタ 阪神工場

尼崎市大浜町2丁目26番地

- (3) 特定施設に関する事項

種	類	54号ハ 水養生施設 (No.1、2)	
能	力	80本/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	9～11	13
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	20	30
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	25	35
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	150	750
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	—	—
	り ん 含 有 量 (単 位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		3	9

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年1月23日から同年2月13日まで

- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び尼崎市美化環境局環境対策部公害対策課

~~~~~

## 兵庫県告示第 64 号

卸売市場条例（昭和47年兵庫県条例第18号）第11条第2項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業者の合併を認可した。

平成19年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 区分  | 卸売業者の名称    | 卸売業務を行う地方卸売市場の名称 | 卸売業務を行う地方卸売市場の所在地 | 取扱品目 | 認可年月日          |
|-----|------------|------------------|-------------------|------|----------------|
| 合併前 | 株式会社明石明果   | 明石市公設地方卸売市場      | 明石市藤江2029番地の1     | 青果物  | 平成19年<br>1月10日 |
| 合併後 | 神果神戸青果株式会社 | 同 上              | 同 上               | 青果物  |                |

## 兵庫県告示第 65 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成19年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 本庄土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名   | 住 所         |
|-------|-------|-------------|
| 理 事   | 大 谷 勉 | 三田市東本庄986番地 |

## 兵庫県告示第 66 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大沢地区第3-1工区の換地計画を定めたので次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成19年1月23日から同年2月13日まで
- 縦覧の場所  
神戸市北区役所

## 兵庫県告示第 67 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大沢地区第4-1工区の換地計画を定めたので次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成19年1月23日から同年2月13日まで
- 3 縦覧の場所  
神戸市北区役所

兵庫県告示第68号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、小野市大島土地区画整理組合の解散を平成19年1月10日に認可した。

平成19年1月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第69号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年1月23日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年1月23日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道路の位置                         | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------------|--------------|--------------|
| 第H18淡路位置<br>0017号 | 18. 12. 28       | 洲本市下内膳字大坪214番1の一部、214番6、214番7 | 6.25         | 23.43        |

辞 令

平成18年12月24日付

(阪神北県民局副局長兼企画調整部長)

兵庫県事務吏員 水田 賢 一

願により本職を免ずる

平成18年12月25日付

(阪神北県民局長)

事務吏員 北 林 泰

阪神北県民局企画調整部長に兼ねて補する

平成19年1月1日付

(阪神北県民局長兼企画調整部長)

事務吏員 北 林 泰

阪神北県民局企画調整部長兼務を免ずる

(のじぎく国体局参事兼健康生活部のじぎく大会局参事)

同 高 橋 克 輔

産業労働部参事に補する

(阪神北県民局県民生活部長)

事務吏員 吉田 裕 明

阪神北県民局副局長兼企画調整部長に補する

(神戸県民局企画県民部企画調整担当参事兼兵庫県民総合相談センター参事)

同 井上 忠 仁

阪神北県民局県民生活部長に補する

(西播磨県民局県民生活部主幹)

同 中嶋 邦 夫

神戸県民局企画県民部企画調整担当参事兼兵庫県民総合相談センター参事に補する

(健康生活部生活企画局総務課付)

同 池内 力

産業労働部産業政策局総務課参事に補する

(産業労働部産業政策局総務課参事)

同 阪田 芳 昭

産業労働部しごと局能力開発課参事に補する

(教育委員会事務局体育保健課参事兼のじぎく国体局競技式典課長)

兵庫県教育委員会事務局事務職員兼兵庫県事務吏員 中本 敏 郎

兵庫県事務吏員兼務を免ずる

平成19年1月9日付

大内 ますみ

兵庫県収用委員会委員に任命する

## 人事委員会訓令

## 兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年1月23日

兵庫県人事委員会

委員長 下野 昌 宏

## 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局職員服務規程(昭和59年兵庫県人事委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「並びに休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同項の表を次のように改める。

| 勤務時間                   | 休憩時間                |
|------------------------|---------------------|
| 午前8時45分から<br>午後5時30分まで | 午後0時から<br>午後0時45分まで |

第19条第2項中「並びに休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第19号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年1月4日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により公示する。

平成19年1月23日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉 修 悟



1 委嘱をした者

| 氏 名     | 連 絡 先               | 活 動 区 域        |
|---------|---------------------|----------------|
| 西 口 守 雄 | 兵庫県美方郡香美町香住区香住736番地 | 美方警察署<br>の管轄区域 |

2 委嘱を解いた者

| 氏 名   | 活 動 区 域             |
|-------|---------------------|
| 田 中 茂 | 美 方 警 察 署 の 管 轄 区 域 |

正 誤

○平成18年11月24日付け（兵庫県公報第1828号）  
兵庫県告示第1197号（道路の位置指定の取消し）中

| (ページ) | (行)   | (誤)    | (正)    |
|-------|-------|--------|--------|
| 7     | 上から12 | 412.44 | 102.05 |